議案第二百四号

子育てしやすい福島県づくり条例の一部を改正する条例

ように改正する。 子育てしやすい福島県づくり条例 (平成二十二年福島県条例第八十号) の一部を次の

前文中 「課題となっています。 の次に次のように加える。

県の子どもと家庭を取り巻く環境に深刻かつ重大な変化をもたらしました。 平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。 こうした中で発生した東日本大震災 (平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太 以下同じ。 は、 本

外活動の制限による体験活動機会の減少など、 家庭生活の在り方自体に影響を与えているほか、 県の子育て環境の復興再生に向けた重点的 多くの子ども達が県内外への避難を余儀なくされ、 これら 人と人との絆やふるさとを愛する心を育むことが大切です。 の課題に対応し、 一日も早く安心して暮らせる福島県を取り戻すためには、 な施策を迅速に展開することが 新たな課題を抱えることとなりました。 放射線の影響による健康上の不安、 中でも母子避難による二重生活は、 重要であると 屋 本

第三条に次の一号を加える。

東日本大震災により、 積極的に対策を進めること。 深刻な影響を受けてい る本県の子育て環境の復興再生の

第八条に次の一項を加える。

- 2 け 前項に規定するもの 次に掲げる施策を実施するものとします。 のほか、 県は、 東日本大震災からの子育て環境の 復興再生に 向
- を図ること。 子どもの 健康 \sim の影響に配慮し、 長期にわたる健康管理及び保健医療体 制 \mathcal{O} 充実
- 健やかな成長へ の影響に配慮 子ども \mathcal{O} 活 ...動 の場等 の環境整備に
- 三 子ども \mathcal{O} 日常生活 \sim 0) 影響に配慮 子ども の生活環境の改善に努めること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。